



SJ SPORTS

Strong Junior Sports Club

2024年度

感染症への対応を踏まえた
各種イベント実施マニュアル

有限会社エス・ジェイスポーツ

はじめに

当エス・ジェイスポーツでは、課外教室同様に各種イベント並びにシーズンスポーツ行事を通して、様々な学びを体験・経験することにより、お子様の心身への成長に携わって参りました。親元を離れ、日々活動している仲間と過ごす時間を共有にすることにより、仲間に対する思いやりを育み、自分のことは出来るだけ自分で行うことにより、自立心・社会性を学ぶためにも各種イベントを実施して参りました。

2023年5月8日より、新型コロナウイルスもインフルエンザ等が分類されている5類相当になり、1年が経とうとしております。当然ながら、導入当初は不安が払拭されずにはおりましたが、次第に今までの日常に戻りつつあるフェーズに移行してきたと存じます。

そこで、当エス・ジェイスポーツといたしましては、国の基準を踏まえ各種イベントを以下の「実施マニュアル」に基づいて、過度に恐れず正しく判断し進めていく所存でございます。

各種イベントに関しては自由参加になりますので、保護者の皆様におかれましては、ご検討いただければ幸いです。

1 各種イベントの実施についての基本的な考え方

(1) 実施の判断

国または県から、新たにイベントに関する自粛要請があった場合、原則として延期または中止とする。

またイベントに参加するクラブ員が著しく減少した場合は、上記に準ずる。

(2) 参加者（クラブ員及び担当スタッフ）

実施にあたって、「参加者」及びその「その同一家族等（参加者と一定の接触がある者）」に感染等の状況がある場合の参加可否は以下の通りとする。

① 参加者の状況と対応

時期	参加者の状況	参加の可否等
出発前 7日 以内	発熱等の症状あり	医師の診断に応じて
	濃厚接触者以外で医師の指示に基づくウイルス検査を受診し「陰性」	判断（受診していない場合は不可）
	家庭内濃厚接触者に認定	不可
	陽性判明	不可
出発の 当日	発熱等の症状あり	不可
	医師の指示に基づくウイルス検査を受検待ち/結果待ち	不可
	家庭内濃厚接触者に認定	不可
	陽性判明	不可

② 同居家族等（参加者と一定の接触がある者）の状況と対応

時期	同居家族の状況	参加の可否等
出発前 7日 以内	発熱等の症状あり	医師の診断に応じて 判断（受診していない場合は不可）
	濃厚接触者以外で医師の指示に基づくウイルス検査を受診し「陰性」	
	家庭内濃厚接触者に認定	
	陽性判明	不可
出発の 当日	発熱等の症状あり	不可
	医師の指示に基づくウイルス検査を受検待ち/結果待ち	不可
	家庭内濃厚接触者に認定	不可
	陽性判明	不可

(3) 出発後における宿泊イベントの中止

宿泊イベント中に参加者の感染が判明した場合は、医師の指示に従い総合的に判断する。

(4) 各種イベント中の体調不良者への対応

各種イベント中に参加者の体調不良等が判明した場合の対応は、2(7)により対応するものとする。

2 各種イベントの実施にかかる留意事項

上記「1 各種イベントの実施についての基本的な考え方」に基づいた実施になるよう、次の点に特に留意のうえ企画・実施すること。

(1) 各種イベントの企画

- ① 各種イベント先は、保護者の方々が現地まで迎えに来ることができる場所にすること。
- ② いかなる状況が生じた際においても、感染者及び家庭内濃厚接触者、体調不良者等が誹謗中傷を受けないように、あらかじめ指導しておくこと。また、参加できなくなったクラブ員の心のケアを十分に行うこと。

(2) 各種イベントの実施全般

① 基本的感染予防策

- ア 屋内においてのマスクの着用は、参加者個人または保護者に一任すること。
- イ 手を拭くためのタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないこととする。
- ウ 食事をする際には手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を実施すること。
- エ 各種イベント参加者に関しては、7日前の「SJ イベント用 健康観察チェックシート」を提出すること。
- オ 感染要因である三密（密閉、密集、密接）の状況を可能な範囲で作らないように留意すること。

② 健康観察

- ア 各種イベント中に体調不良等の自覚症状がある場合には、速やかに申し出るよう、指導を徹底すること。

イ 宿泊イベントにおいては、「SJ イベント用 健康観察チェックシート」を用いて、朝夕の健康確認を実施すること。

(3) 移動

- ① 乗車中のマスク着用は任意すること。
- ② 車両内では、外気取り入れの換気機能を常に稼働させ、必要に応じて、窓を開ける等の換気をすること。

(4) 食事

① 宿泊を伴わないイベント

食事については、可能な範囲で屋外とし環境作りに留意すること。

② 宿泊を伴うイベント

ア 食事会場は可能な範囲で貸し切りとし、他の利用客・団体と利用時間が重ならないようにすること。貸し切りできない場合は、他の利用客・団体と利用時間が重ならないように留意すること。

イ 宿泊施設において、施設のガイドラインに準ずること。

ウ 食事を提供するスタッフは、感染対策を講じて配膳すること。

オ 宿泊施設、食事会場では、施設に事前調整を行い、換気機能付き装置の設置を確認し、装置があれば常時稼働させること。設置されていない場合は、可能な範囲で定期的窓やドアを開放すること。換気は複数の窓やドア等がある場合には二方向開放するなど、密閉空間を作らないように留意すること。

(5) 活動

① 宿泊を伴わないイベント

各活動地・見学会場と感染防止対策等について事前に打ち合わせをするとともに、利用施設等のガイドラインに従って行動すること。

② 宿泊を伴うサッカー合宿

活動後は可能な範囲で手洗い・うがい・洗顔等を行うことを実施するように指導すること。

(6) 宿泊施設

① 部屋

- ア 部屋でのマスクの着用は任意とすること。
- イ 部屋の利用人数は、可能な範囲で1人2畳計算とし、就寝の際には、布団の間隔をあけること。
- ウ トイレでは蓋を閉めて水を流す等の感染対策を実施すること。
- エ 部屋は施設に事前調整を行い、換気機能付き装置の設置を確認し、装置があれば常時稼働させること。設置されていない場合は、可能な範囲で定期的に窓やドアを開放すること。

② 入浴

- 入浴スケジュール管理を行う（可能な範囲で一度の利用人数を制限し密集を避ける）こととし、クラブごとに入浴すること。

(7) 各種イベント中における体調不良等の対応

① 参加者に発熱等の症状がみられた場合

- ア 当該参加者の活動を取り止め、医療機関を受診させるとともに、医師の指示に従い、静養させること。なお、ウイルス検査の受検対象となった場合は②に従うこと。
- イ 保護者等に連絡し、連携して対応すること。
- ウ 感染症状がみられた場合は、原則として保護者等に迎えにきてもらい、帰宅させること。それまでの間、宿泊を伴うイベントの場合は、一人部屋で静養することを基本とすること（こうした事態に備えて、あらかじめ救護部屋を確保すること）。
- エ 症状がなくなった後の活動への参加については、医師の指示に従うこと。
- オ 当該参加者の看護、健康観察については、保護者等が到着後は保護者等に委ねること。

② 参加者がウイルス検査の受検対象となった場合、濃厚接触者とされた場合及び感染が判明した場合

- ア 医師の指示のもと、速やかに当該参加者の別室待機・必要に応じて入院等を行うこと。
- イ 保護者等に連絡のうえ現地に迎えに来てもらい、連携して対応すること。
- ウ 当該参加者の看護、健康観察については、保護者等が到着後、保護者等に委ねること。
- エ 濃厚接触者になった場合は、行動をともにした参加者の健康調査を行うこと。

オ 感染者の移動は医師の指示に従うこと。

カ 居住地に戻って対応することとなった場合は、保護者等の自家用車等により帰宅させること。

キ 参加者の感染が判明した場合における各種イベント全体を中止にする際の帰路について観光バス等を利用する際には、旅行会社等と協議のうえ、適切に対応すること。

③ 参加者の同居家族に発熱の症状が発生した場合

ア 同居家族等が、発熱等の症状がでた場合は、医師の指示に基づいてウイルス検査を受検することとなった場合及び家庭内濃厚接触者になった場合は、ウイルス検査の「陰性」が判明するまでは、当該参加者を団体行動から外し、個別対応すること。

イ 同居家族等が陽性となった場合は、当該参加者もウイルス検査を受検する可能性が高いため、上記②ア～キに準じて対応すること。

3 保護者等への事前説明

以下について保護者等に十分説明し、参加申込書を提出すること。

- (1) 「1 各種イベントの実施についての基本的な考え方」及び「2 各種イベントの実施にかかわる留意事項」に記した内容を説明すること。
- (2) 各種イベント先において、参加者が体調不良になりウイルス検査を受検することとなった場合や、濃厚接触者あるいはウイルス検査受検者として医師が認定した場合は、当該参加者を別室待機させるとともに離団させ、現地まで迎えに来てもらうこと（その際の費用が保護者負担になる場合の承諾を含む）。この場合、保護者等が対応できない場合は、親戚など幅広い関係者の対応を可とするなど、柔軟に対応すること。
- (3) 各種イベントにおいて、参加者が発熱等の症状がある場合は病院を受診することに加え、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により活動に参加できない可能性があること。また、状況によっては（2）に準じて、保護者等に現地まで迎えに来てもらうこと。
- (4) 各種イベント期間中、同居家族など参加者と一定の接触がある者の発熱等の症状、ウイルス検査（医師指示による検査）の受検決定及び陽性が判明した場合は、速やかにその旨をエス・ジェイスポーツに連絡すること。またその場合、ウイルス検査（医師指示

による検査)の「陰性」が判明するまでは、当該参加者を団体行動から外し、個別対応すること。なお、「陽性」が判明した場合は、2(7)②に従うこと。

- (5) 各種イベントの7日前から、参加者の健康観察に協力を願い、同居家族等に感染が疑われる症状がある場合には医療機関の受診を勧めること。